

高見玄一郎著

# 「港湾労務管理の実務」

徳田欣次

(北海道立総合経済研究所)

## はじめに

わが国経済の高度成長の過程で、港湾労働の分野でも種々の矛盾が露わになった。その矛盾問・題点を明かにし、その変革の方向を展望しようとする、いわば実践的な問題意識に立つ研究が各所で試みられた。

本書もそのなかの一つである。著者が特に記している経済学よりする港湾労働の追究と、ユニークな構想・展望とは、その後の港湾労働研究に大きな足がかりと示唆を与えていている。この時期における重要な業績・文献といえよう。

## 内容のあらまし

章別の構成は次の通りである。

第Ⅰ章 港湾労働とは何か、その現状と問題点

第Ⅱ章 港湾における荷役作業の様式

第Ⅲ章 雇用、賃金および労働時間

第Ⅳ章 労働災害と安全管理

第Ⅴ章 労務の需給調整と厚生施設

第Ⅵ章 新しい労務管理の構想

以下順をおってその内容をみよう。

まず、第1章は港湾労働とは何にかその現状と問題についてふれている。これは問題提起でもあり、著者もいう本書の理論的部分の一部である。その展開は第6章と共に著者の重要な論点である。（本書の、わが国における戦後の港湾労働研究のなかで異色ある存在としての、理論的な貢献と一般への啓発についてみてみると、わが国港

港湾労働実態を外国との対比の上で明かにした点は重要であるが、特にこの第1章と第6章につながる理論的展開と提言を外すことはできない。)

「高度成長の過程で港湾に対する経済学的立場からの研究がはじまり、港湾における諸業務、労働等の一切のものが経済学のカテゴリーの中で再検討されることとなつた。本書もこのような新らしい立場から、あらためて港湾労働を総体的、本質的に把えてゆく」(4頁)ため、「港湾が一つの経営体 Business Undertakings ないしは Business Enterprise でなければならぬという立場をとり、これに対応するところの港湾労働が、生産的労働である」ことを立論の基礎とし、論点を展開している。

港湾労働を生産的労働とするのはこと新しくはないが、これに対応するものとして「経営体としての港湾」をおいたのがユニークであり、注目されるところであろう。

しかし、わが国には総体としての港湾資本の存在はなく、港湾における全体としての資本と労働の背反が本質的問題であるとしている。すなわち、「わが国では(1)ばく大なる公共投資が行なわれるがこれは主に建設費で港の経営に参加する資本でない。(2)港湾管理者は、港湾法の規定によって、港の Business に参加できず、管理者の資金は、作業面に参加できない。(3)船主、荷主は、わが国の現状では港の経営に対し、制度、慣行上第三者的立場に置かれ、直接的に港湾の経営に参加していない。したがって、その資本は港湾の作業面にまで及んでいない場合が多い。(4)このようにして、港湾の荷役作業は、港湾運送業者の資力に依存しなければならない。しかし資力の比較的大きい元請会社は直接労働者を雇用すケースが少なく、大部分は下請の作業会社を使っていている。こうして、港湾労働と相対する資本は直接的にはこれら作業会社の資本である。

このようにわが国の港湾には近代産業の資本の欠如がありこれが港湾労働問題の根本的な欠陥である」(13頁)としている。

以上、わが国の特殊的な実態を、若干の歴史的な考察をまじえて展開し、対照的な外国の事例・実態にふれ、その特殊性の理解を深めている。

この若干の理論的考察に、荷役作業の様式、雇用、賃金および労働時間、労働災害と安全管理、労務の需給調整と厚生施設について多岐的な実態分析がつづく。

外国の事例との対比も行ない、刻明にその実態を明らかにしている。著者は「専門業者にとって全く不必要と思われる港湾作業の一般的形態について説明を加えた」と

しているが、港湾労働が社会の底辺の問題として疎んぜられ、陽の目をみなかったわが国の実情から、それなりの究明の意義は大きく、評価にあたいするものである。

特に図、写真、統計等がたんねんに示され要を得ており、初めて港湾労働に接する人々にとっても容易にその実態を理解できる。これらは単に技術的な問題ではなく、港湾問題に永年取り組んでいる著者の熟達した研究の力量とその大きな蓄積の片鱗を示すものであろう。

以上の実態分析につづいて本書のいわば結論的部分第6章新しい労務管理の構想がある。第1章で展開された問題意識を受け、著者のユニークな将来構想を理論的裏打ちをもって展開している。わが国の港湾労働における不安定雇用を大宗とする特殊的な形態（著者はこれを労働力疎外形態と呼んでいる）の存立の条件を明らかにし、具体的な対策・展望を大胆に明示している。明解な論旨による提言は具体的で説得力がある。この章は本書の主要な部分なので若干のスペースをさき、その内容にふれよう。

「港湾における労働力の雇用形態は極めて特殊である。不安定雇用が大宗で、風太郎、アンコといわれる労働力に依存しなければならず、労働力疎外傾向が強い。『労務の内包形態』ないしは内部への拘えこみが近代産業の労務管理の前提である。この意味では港湾は労務管理以前の状態にある。」（244頁）この労働力疎外的な雇用形態の存在理由を理論的に考察を加え次の結論を導いている。

「(1)港湾運送労働は大別してメーカー、商社、船会社等の三者のために存在する。しかし実際の業務を行なっているものはその代行者、下請、再下請であり、経営の下請への疎害は港湾労務雇用の疎外形態の第1の理由である。港湾の発展にともないこの下請への疎外形態の改変の経済的必然性が生じはじめている。

(2) 港湾労働が本来の輸出入貨物の運搬その他その価値実現のために存在する。しかし、現実には船内・沿岸・倉庫・はしけ等々の企業利益のために存在するという転倒した形になっている。これが他産業にみられない労務の疎外形態をもたらしている。」（245頁）

この結論から、港湾を一つの経営体と見る考え方からすれば、その労務管理は、労働組織の再編成から出発する必要ありとし、具体的に作業会社の集約化とこれに伴なう直用労務者の拡大と集約化、第2に日雇労務者の「ポート・タウン」への囲い込み

とその公共管理を提言している。（前者については港湾の能率、国民経済における港湾の役割といった経済的観点からの港湾運送事業法の改訂を提唱している。）

これらの基礎的な対策のもとで具体的な労務管理対策に言及、港湾学校の設置、ポート・タウン（労務者住宅）の提案、作業場の諸施設、企業内ベースの構想等の諸対策を青写真的に提示、その後に港湾における労務管理主体としての港湾経営委員会の設置運営を具体的内容を示し提言している。

最後に「港湾における全体としての資本の欠如、港湾を一つの近代的経営体としてみる場合の資本と労働の分析からはじまって、『港湾資本』という概念に達し、その港湾資本を実現する機関として港湾経営委員会という、新しい構想にすすんだ。われわれの主張するように、これが港湾の労務管理の主体となるべき性質のものである。港湾が、他産業に後れをとらないで国民経済の重要な一環として発達するには、論理的に、そなならざるを得ないということを強調したい。…」（277頁）とむすんでいる。

### む す び

以上、この著書の概要を紹介したが、ここで、若干思いつくままを書こう。

港湾労働の近代化がさけばれるようになってから久しい。しかし、この近代化の概念ほどあいまいに使われているものはない。合理化＝近代化と扱われる場合さえも少なくないのである。

わが国港湾では資本主義的生産以前の生産形態・体制が普遍化している。資本主義的合理生産以前の形態から脱却することが当面近代化の具体的な指向方向であろう。

このようななかで、港湾を一つの近代的経営体としてみ、これに労働を対置させる理論的視角は、最近における港湾経済研究の一つの成果ともみられよう。

しかし、この「港湾資本」という独特的概念を設定し、これを実現する機関として『港湾経営委員会』という新しい構想にすすんでいるが、果してこのような機関が著者のいう「港湾資本」の役割を果すことになるのだろうか。

港湾をめぐる荷主、船会社、倉庫業者、乙仲、港運業その他の業態の夫々の地位、構造が、歴史的に一つの序列として構成され、夫々の分担においてその機能を發揮している。この構造が、高度成長下の港湾の造成拡大、流通機構の変革、港湾荷役の大容量化・質変化、荷役機械化の発展などの諸変化のなかでどのように変化し、どのよう

な方向にあるのか、この実態の究明がまず最初に必要となるのではなかろうか。企業形態に対する単なる静的な考察だけでは若干問題が残ると思われる。

特に、流通機構の変革、貨物の量質変化、荷役形態の変化が、港湾をめぐる企業構造に何らかの変化を客観的に強いことになっている現在、この具体的な展開が、港湾経営の組織・方向を規定していくものと思われる。港湾労働における劣悪な労働条件、前期制の残滓を内包する労働関係が、温存されているのには、それなりの歴史的な条件がある。港湾経営委員会の運営によって変革され得る程度の根の浅いものであるかは疑問のあるところである。（例えば人夫供給業的な港運企業の非近代的機能は、単なる話合いで近代的労使関係をもつ企業に脱皮できるとは思われない。）

企業構造の変革の方向は、日本の特殊性の究明、その企業構造変革の要因の把握によって明かになる。この著者は具体的実証的に港湾問題を究明してきたこの面の人一人者である。具体的な実態分析に立脚した港湾諸企業の構造の将来展望、実質的「港湾資本」形成の方向の明示を期待したい。

港湾労働の近代化は、最終的に港湾労働者の主体的条件に左右される。港湾労働法の施行も、労働者の力の弱い段階ではその前進的意義が薄れる場合もあるのである。

ともあれ、この“港湾経営委員会”構想を、遅れたわが国港湾における資本主義的生産体制の確立、近代化への一つの前提的施策とみるならば、それなりにその意義も大きい。すなわち、港湾をめぐる諸企業の仕組みが、経済の発展のなかで、一つの桎梏となり、夫々の利潤追求が全体としての労働の生産性の向上を阻害するような実情の変革が必要と考えられる。著書の構想はその一里塚としての地位をもつものであろう。

港湾労働問題に対する新しい問題視角はその実態の解明と共に意義が大きい。風格ある著書であり、戦後における港湾労働問題の重要な先駆的文献である。関係者、労働問題研究者だけでなく、広く一般の一読をすすめたい。（1966. 9）

A5判 287頁  
定価 1,300円  
昭和29年9月1日初版発行  
発行所 株式会社 海文堂